

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター(以下「センター」という。)と称する。

(事 務 所)

第 2 条 センターは、主たる事務所を岩手県奥州市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 センターは、農作物の優良種苗を一元的かつ安定的に生産供給するとともに、市場性を高めるために品質改善を推進することにより、岩手県内の農業経営の発展と岩手県民の食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 主要農作物等の種子の生産供給、並びに米、麦、大豆等の品質改善に関する事業
- (2) 園芸作物等の種子種苗の生産供給並びに新たな特産品目の開発に関する事業
- (3) 農産物の検査に関する事業
- (4) その他このセンターの目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、岩手県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 センターの会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 岩手県、岩手県内の市町村、岩手県農業協同組合中央会、岩手県信用農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、全国共済農業協同組合連合会岩手県本部及び岩手県内の農業協同組合で信用事業を行うもの。
- (2) 准会員 正会員以外の法人又は団体でセンターの目的に賛同して入会したもの。

2 前項の正会員及び准会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(経費の負担)

第 6 条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(長期預り金及び分担金)

第7条 センターは、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事業を円滑に実施するため、正会員から必要に応じて長期預り金を引き受ける。

2 准会員は、別に定める分担金(年会費をいう。)を納入しなければならない。なお、納入された分担金は返還しないものとする。

3 センターは、正会員が脱会し、長期預り金の払い戻し請求があったときは、長期預り金を返還するものとする。ただし、脱会した日から1年を経過した場合には、この限りでない。

4 センターは、脱会した正会員がセンターに対して支払うべき債務があるときは、前項の規定により返還すべき額と相殺することができる。

(入 会)

第8条 センターの会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(変更届出)

第9条 会員である法人又は団体は、その名称、代表者等について変更があったときは、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(退 会)

第10条 会員は、センターを退会しようとするときは、退会の理由を付した退会届を理事長に提出し、任意にいつでも退会できる。

(除 名)

第11条 会員がセンターの名誉をき損し、又はセンターの目的に違反する行為をしたときは、総会の決議により、これを除名することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 前条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 14 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書と財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 総会は、通常総会として毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時総会を開催する。

2 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選出する。

(議 決 権)

第 18 条 総会における議決権は、各会員につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するこ

ととする。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、議決権を行使したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員より選任する。ただし、理事のうち4名以内の者、監事のうち1名以内の者については学識経験者より、選任することができる。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐する。
 - 4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。
 - 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるものとする。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 センターに、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開 催)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2号又は第4号の規定に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とし、理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、副理事長がこれに当たる。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議に際しては、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議はできない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

とき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

第40条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第41条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第42条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 43 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（以下、「公益法人認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期預り金の管理及び処分制限)

第 44 条 長期預り金の管理については、この定款に定める事項のほか、理事会の決議を経て別に定める。

2 長期預り金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、長期預り金を支払った正会員の同意を得た上で総会において総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の 4 分の 3 以上の多数による決議を経て、その一部を処分し、又は全部若しくは一部を担保に供することができる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず第 47 の規定は、これを変更することができない。

(解 散)

第 46 条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 50 条 センターの事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て、理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 このセンターの最初の理事長は田沼征彦とし、専務理事は伊五澤正光、常務理事は杉山廣昭とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。